

## 定額給付金の申請はお済みですか？

### ◆ 給付対象者および申請・受給者は？

給付対象者は、基準日（平成21年2月1日）において、①または②のいずれかに該当する人です。

①大崎町の住民基本台帳に記録されている人。

②大崎町の外国人登録原票に登録されている人（不法滞在者および短期滞在者のみ対象外）。

※申請・受給者は、給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）。

### ◆ 給付額はいくら？

給付対象者1人につき12,000円が給付されます。

（ただし、基準日において65歳以上の人および18歳以下の人については20,000円が給付されます。）

### ◆ 申請期間

平成21年4月1日～平成21年10月1日まで（郵便の場合は10月1日消印有効）。

※申請を提出される際は、必ず公的身分証明書（運転免許証、健康保険証など）と振込先口座金融機関名、口座番号、口座名義人が記載されている通帳の写しを一緒に提出してください。

## 定額給付金の給付をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐取』にご注意ください。

総務省

「定額給付金」に関して、

・役場や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

・役場や総務省などが『定額給付金』の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

・給付の申請書の送付前に、役場や総務省などが住民の皆さまの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに役場の職員などがかたった電話がかかってきたり郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 定額給付金係 TEL 476 - 1111（内線 127・128）

## まちづくり推進室からお知らせ

## 人材育成基金を活用してみませんか！？

大崎町は、「自ら考え、自ら行う地域づくりの指導者となる人材の育成」を目的とする研修等への参加を円滑かつ効率的に行うために、人材育成基金を設けています。この基金は、大崎町のために、何かしらの形で貢献できる人材を育成するために、研修等にかかる費用を補助しようとするものです。いくつかの制限はありますが、研修等の計画をお持ちの方は、役場まちづくり推進室へご相談ください。

今回は、平成20年度に実施された『大崎町青少年・一般海外研修派遣事業』について紹介します。

この事業は、高校生・一般の方々を対象とした事業ですが、昨年度は高校生2名が研修生として、アメリカ合衆国ワシントン州シアトル市の一般の家庭に1ヶ月間ホームステイし、現地の学校（ノースウエスト高校）に通いながら、生活体験や社会体験等を通して歴史や文化を学びました。

高校生の皆さん、今年もこの海外研修が実施されますので、有意義な夏休みにしてみませんか。

また、一般の方も海外で自ら研鑽してみませんか！



【お問い合わせ先】 大崎町役場 まちづくり推進室課 TEL 476 - 1111（内線 220）